

# 高根沢町地域防災計画（改定案）に係る パブリックコメント結果について

## 1. 結果

- 実施期間 : 令和2年6月1日（月）～令和2年6月30日（火）  
○公表方法 : 町地域安全課、図書館3館及びホームページでの閲覧  
○集 計 : 提出された意見 - 1名（11件）  
（※意見は要約しています。）

## 2. 意見の概要と町の考え方

No.	意見の概要	町の考え方
1	目次について 町が「要配慮者」「(避難行動)要支援者」の対象者を誰にしているのかが分かりにくいので、用語の定義を明記してほしい。	目次に用語の定義を明記させていただきますが、災害対策基本法（平成25年6月一部改正）に準じています。 【修正箇所1に記載】
2	全体について ・全体を通し、園児の記載が削除されている。要配慮者に含まれるとの理解でよいのか。また、園児に対する防災教育は、今後どのように、町は支援するのか。	今回の改定では、上位計画との整合性を踏まえて修正したため、全体的に園児についての内容を削除しました。意見に係る内容については、第2部震災対策編第1章震災予防 第4節避難行動要支援者対策 町等の役割 第2-1(3)⑤幼児対策に記載しております。
3	全体について 「実施する 体制の整備に努める」という文言が各所に見受けられる。 非常食や設備などの整備状況資料編に記されているが、整備状況がリアルタイムで分かるように、町のホームページ上で公開するなど、町民がいつでも簡単に確認できるようにしてほしい。	町ホームページには、防災拠点備蓄品の状況として一部の備蓄品を載せていますが、頂いた意見を踏まえ検討してまいります。

No.	意見の概要	町の考え方
4	<p>全体について 指定道路、指定河川の場所を資料編で図示するか、該当資料の参照場所(ホームページなど)を明示してほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、該当資料の参照場所を明示し、案を修正します。 【修正箇所2に記載】 【修正箇所3に記載】</p>
5	<p>第2部 震災対策編 第1章 震災予防 第16節 防災拠点等の整備 町等の役割 第1 防災(災害対策)活動拠点の整備について 「1 町災害対策本部 災害対策活動の第一線の拠点となる町庁舎～」との記載があるが、町庁舎は石末の本庁舎と考えてよいか。石末の町庁舎は築年数が経過しており、現状で大地震が発生した場合に損傷の恐れがあると考えられるため、町民広場の町庁舎も含め、災害対策本部の設置を考えているか。災害対策本部の候補地を、優先順位を含め記載してほしい。</p>	<p>第2部 震災対策編 第2章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 町等の役割 第1-2 第3 配備体制に記載しております。</p>
6	<p>第2章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立 「各段階における業務の内容(高根沢町業務継続計画BCPを参照)」とあるが、「高根沢町業務継続計画BCP」は公表されているか。公表されていないのであれば、その旨記載してほしい。</p>	<p>町では、災害発生直後の業務立ち上げ時間の短縮や発生直後の業務レベルの向上を目的として平成30年1月に高根沢町業務継続計画(以下「BCP」といいます。)を策定しましたが、内部計画との位置づけであることからBCPの公表はしていません。 「各段階における業務の内容(高根沢町業務継続計画BCPを参照)」との表記は、「各課等においてはBCPを参照すること」との内部向けの注意書きであるため、ご意見を踏まえ、誤解が生じないように、よりわかりやすい表記に案を修正します。【修正箇所4に記載】</p>

No.	意見の概要	町の考え方
7	<p>第 2 部 震災対策編  第 2 章 震災応急対策 第 1 節 活動体制の確立  災害対策配備体制について  図をページの途中で分けずに、①ページ内に収めるよう配置してほしい。</p>	<p>今回のパブリックコメントで公表している防災計画では、見え消しになっている箇所及び赤字で追加した箇所が混在しているため、ご意見いただいた箇所を含め、最終的に計画内の表（図）は分割されないように調整します。</p>
8	<p>第 2 部震災対策編 第 2 章 震災応急対策 第 7 節地盤災害予防対策  ・「住民の役割 第 1 異常発見時の通報急傾斜地の崩壊兆候を発見した場合には、町又は警察に通報するものとする。」とあるが、町の連絡先、連絡方法(担当部署や電話番号、メールなど)を記載してほしい。  ・ハザードマップにも連絡先を記載してほしい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、担当課及び電話番号を記載し、案を修正します。  ・ハザードマップについては、今年度、改定するため、ご意見を踏まえて検討してまいります。【修正箇所5に記載】</p>
9	<p>第 2 部震災対策編 第 2 章 震災応急対策  第 8 節 治水・山地災害対策  ・「住民の役割 第 1 異常発見時の通報堤防決壊や山腹崩壊兆候を発見した場合には、町又は警察に通報するものとする。」とあるが、町の連絡先、連絡方法(担当部署や電話番号、、メールなど)を記載してほしい。  ・ハザードマップにも連絡先を記載してほしい。</p>	<p>・ご意見を踏まえ、担当課及び電話番号を記載し、案を修正します。  ・ハザードマップについては、今年度、改定するため、ご意見を踏まえて検討してまいります。【修正箇所6に記載】</p>
10	<p>第 2 章 風水害等応急対策  第 8 節 避難対策  第 4 避難所の開設、運営  ・風水害の場合、事前に避難することが最重要と考えられる。しかしながら、本計画では、どのタイミングで避難所が開設されるのかが分かりにくい。</p>	<p>・避難所は、原則、町が避難情報を発令する前の段階で開設することとなります。開設時期を明確にしてしまうことで、開設の準備ができていない段階で、避難してくる等の混乱が生じる可能性があるため、計画に記載はしませんが、避難情報の発令の基準について記載し案を修正します。</p>

No.	意見の概要	町の考え方
	<p>・土砂災害の場合、町内で災害が発生する可能性のある地域は限定されるため、避難のタイミング、避難所のカギを開ける人、避難対象者など具体的に決まっており、公表できるのであれば、事前に公表してほしい。</p> <p>・土砂災害発生への恐れがある場合には、かなり早い時間から避難を開始することもあると考えられる。また、対象者が限られ、高齢者も多いため、学校の体育館を避難場所としてまず開設するのではなく、和室のある図書館や公民館などを一時避難の施設として、優先的に開放することを検討してほしい。</p>	<p>・避難勧告等の発令基準を第3部風水害等対策編 第2章応急対策 第7節避難対策 第2に避難勧告等の発令基準を追加し、案を修正しますが、災害から身を守るためには、町が避難情報を発令する前に住民の自主避難が重要となり、計画にもその旨記載しています。</p> <p>なお、避難所のカギを開ける人については、内部運用上の内容なので、公表はしません。</p> <p>土砂災害の避難対象者については、土砂災害警戒区域に指定されている区域にお住まいの方は、ハザードマップ等で確認が可能であり、それ以外の情報となると氏名等の個人情報になるため、公表はしません。</p> <p>・避難所は、災害の状況に応じて順次、開設することとなっており、ご意見の内容についても、避難所を開設する判断材料としております。</p> <p>【修正箇所7に記載】</p>
11	<p>資料編 27-2 災害時における各種協定の締結先一覧</p> <p>町内の民間企業との連携(資機材の利用、人材の活用等)についてご検討いただき、今後も協定締結の促進をお願いしたい。</p>	<p>高根沢町に限らず、災害時には人員及び資源が不足することとなるため、引き続き災害時の協定締結をより一層促進し、災害体制の整備に努めてまいります。</p>

### 3. 意見を踏まえて修正する箇所

	修正前	修正後
修正箇所 1	目次の最後に追加	<p><u>「要配慮者」とは・・・</u></p> <p><u>災害対策基本法（平成25年6月一部改正）では、要配慮者とは、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と定義されています。（第8条2項15号）</u></p> <p><u>具体的な対象者は、</u></p>

		<p><u>一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人（日本語の理解が十分でない者）等の災害時において特に配慮を要する人</u></p> <p><u>「避難行動要支援者」とは・・・</u></p> <p><u>要配慮者のうち、災害等が発生、発生する恐れのある場合に、自ら避難することが困難であるため、円滑かつ迅速な避難の確保などの支援を要する人</u></p> <p><u>具体的な対象者は、</u></p> <p><u>①介護保険要介護認定者のうち支援が必要な方</u></p> <p><u>②ひとり暮らし・高齢世帯のうち支援が必要な方</u></p> <p><u>③身体障害者（1・2級）のうち支援が必要な方</u></p> <p><u>④知的障害者（A）のうち支援が必要な方</u></p> <p><u>⑤精神障害者（1級）のうち支援が必要な方</u></p> <p><u>⑥その他災害時の支援が必要と認められる方</u></p>
2	<p>第2部 震災対策編 第1章 震災予防 第15節 緊急輸送体制の整備 に参照場所を追加</p> <p>平成8年度に栃木県が指定し、平成29年度に見直しを行った本町内における緊急輸送道路は、国道4号、国道408号、県道10号線、県道101号線及び県道61号線である。</p>	<p>平成8年度に栃木県が指定し、平成29年度に見直しを行った本町内における緊急輸送道路は、国道4号、国道408号、県道10号線、県道101号線及び県道61号線である。<u>【参照】国土交通省道路防災情報</u></p>

3	<p>水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について、栃木県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位・流量等とともに発表する。</p>	<p>水防法、気象業務法に基づき、国土交通大臣が定める河川について、国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部とが共同し、また知事が定める河川について、栃木県河川課と宇都宮地方気象台とが共同し、洪水のおそれがある状況を水位・流量等とともに発表する。  <u>【参照】とちぎリアルタイム雨量河川水位観測情報</u></p>
4	<p>第2部震災対策編 第2章 震災応急対策 第1節 活動体制の確立</p> <p>各段階における業務の内容（高根沢町業務継続計画BCPを参照）</p>	<p>各段階における業務の内容（<u>各課等においては、高根沢町業務継続計画BCPを参照とすること。</u>）</p>
5	<p>第2部震災対策編 第2章 震災応急対策 第7節 地盤災害予防対策</p> <p>急傾斜地の崩壊兆候を発見した場合には、町又は警察に通報するものとする。</p>	<p>急傾斜地の崩壊兆候を発見した場合には、町<u>地域安全課（Tel028-675-8110）</u>又は<u>さくら警察署（Tel028-682-0110）</u>に通報するものとする。</p>
6	<p>第2部震災対策編 第2章 震災応急対策 第8節 治水・山地災害対策</p> <p>堤防決壊や山腹崩壊兆候を発見した場合には、町又は警察に通報するものとする。</p>	<p>堤防決壊や山腹崩壊兆候を発見した場合には、町<u>地域安全課（Tel028-675-8110）</u>又は<u>さくら警察署（Tel028-682-0110）</u>に通報するものとする。</p>
7	<p>第3部風水害等対策編 第2章 風水害等応急対策 第7節 避難対策</p>	<p>7ページ、8ページを参照</p>

### 3 避難勧告等の発令基準

#### (1) 避難勧告等の発令基準（鬼怒川・五行川）

避難勧告等は、以下の基準を参考に、浸水が想定される区域を対象に発令する。

ただし、この基準はあくまでも目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して指定河川洪水予報、降雨量の実績、今後の降雨予想、河川巡視、上流域の降雨状況や降雨予測等からの情報を含めて総合的に判断する。

発令内容	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"><li>・鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「はん濫注意情報」が発表されたとき。</li><li>・鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「はん濫警戒情報」が発表されたとき。</li><li>・鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。</li></ul>
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"><li>・鬼怒川、五行川において指定河川洪水予報「はん濫危険情報」が発表されたとき。</li><li>・鬼怒川、五行川において基準水位観測所における水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき。</li></ul>

(2) 土砂災害に係る避難勧告等の発令基準

避難勧告等は、以下の基準を参考に、土砂災害警戒区域等に対し発令する。

ただし、この基準はあくまで目安として定めるものであり、発令のタイミングについては、避難に要する時間を十分に考慮して、気象情報、土砂災害警戒区域等の巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

発令内容	発令基準
避難準備・高齢者等避難指示	<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂災害警戒情報が発表されたとき。</li><li>・土砂災害の前兆現象があったとき。 (湧水・地下水の濁り、水量の変化、小石が斜面から落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等)</li></ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂災害警戒情報が発表され、引き続き降雨が見込まれるとき。</li><li>・土砂災害の前兆現象があったとき。(斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等)</li></ul>
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"><li>・土砂災害が発生したとき。</li><li>・土砂移動現象、前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面崩壊、沢水の水位低下等)が発見されたとき。</li></ul>